クーリングシェルター募集について

（趣旨）

１　熱中症対策では、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要なため、気候変動適応法※１が改正され、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)※２ を市町村長が指定できるようになりました。

本市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定したいと考えています。

ついては、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

※１　地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※２　冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート※３発表時に住民その他の者へ開放される施設

※３　熱中症による重大な健康被害が生じる恐れがある場合に発表される熱中症警戒アラートより一段上の情報

（指定基準）

２　クーリングシェルターは、市内に所在し、次の基準を満たす施設とします。

1. 適当な冷房設備を有する。
2. 愛知県に熱中症特別警戒アラートが発表された時は、クーリングシェルターとして市民等に開放できる。
3. 利用者にとって適切な空間を確保する。

（実施内容）

３　クーリングシェルターは、市民等の休息場所として主に次の内容を実施します。

1. 気温に応じて適当な冷房機器を稼働
2. 熱中症特別警戒アラートが発表されていないときも、市民等へ開放
3. 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのポスターの掲示や熱中症予防チラシの設置等
4. 「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」に基づき実施

（運用期間）

４　クーリングシェルターの運用期間は、市が定めた期間とします。

※　運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

（募集期間）

５　募集期間は、随時受付となります。

* 運用期間終了後の応募については、次年度の運用期間からの実施となります。

（応募方法）

６　刈谷市クーリングシェルター指定申込書に必要事項を記載のうえ、刈谷市福祉健康部健康推進課に提出してください。

（提出後の流れ）

７　刈谷市クーリングシェルター指定申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。

（１）刈谷市クーリングシェルター指定申込書にて受領

（２）市と施設管理者で協定内容の協議

（３）協定の締結

（４）クーリングシェルター施設情報の公表(市ＨＰ等)

（５）クーリングシェルターの運用開始

（その他）

８　公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

９　熱中症特別警戒アラート等に関する情報の取得に努めてください。

* 環境省熱中症予防情報サイト
* 本市では「熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート」をメール配信サービス、市公式ポータルアプリ「あいかり」、市公式LINEで配信しています。
* 熱中症警戒情報等の運用期間は、４月第４水曜日から１０月第４水曜日です。

問合先

刈谷市福祉健康部健康推進課

〒４４８－０８５８　刈谷市若松町３丁目８番地２

TEL ０５６６－２３－９５５９

FAX ０５６６－２６－０５０５

E-mail　kenkou@city.kariya.lg.jp